

## 涌谷町6次産業化推進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 町は、涌谷町産の農産物を活用し、新たな付加価値を生み出す農産物の加工・販売などの6次産業化に取り組む農業者等に対して、6次産業化推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、涌谷町補助金等交付規則（昭和58年涌谷町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象は、次の各号に掲げる者とする。ただし、国や地方公共団体等から当該事業に対する補助金の交付を受けていない者であること。

- (1) 町内に住所を有する農業者
- (2) 町内に住所を有する農業者で構成する団体
- (3) その他町長が認めた者

### (補助事業、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表のとおりとする。

### (補助金の交付申請)

第4条 規則第4条第1項の規定による補助金等交付申請書の様式は、様式第1号様式によるものとする。

2 前項の補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他事業に関して町長が別に指示する場合にあっては、当該指示する書類

### (補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第6条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、様式第2号の提出により町長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、様式第3号の提出により町長の承認を受けること。

### (実績報告)

第6条 規則第10条の規定による実績報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して30日以内に実績報告書（様式第4号）により行うものとする。

### (補助金の請求)

第7条 補助金の請求は、補助金請求書（様式第5号）の提出により行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助事業に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

事業区分	補助金の交付の対象となる経費	補助金の額
(1) 調査研修事業	市場調査経費 (自動車借上料、交通費等) 研修費 (研修負担金、講師謝礼、講師旅費、アドバイザー経費等)	補助率2分の1 補助金上限10万円
(2) 商品開発事業 (開発段階の支援)	商品開発にかかる経費 (原材料費、高熱水費、備品購入費、委託費、リース費、広告宣伝費、アドバイザー経費等)	補助率2分の1 補助金上限20万円
(3) 販路拡大事業 (開発後の支援)	販路拡大や既存製品の改良にかかる経費 (印刷製本費、委託費、広告宣伝費、アドバイザー経費等)	補助率2分の1 補助金上限20万円
各事業を同年度又は複数年度において実施することができる。 ただし、各事業1年度限りとする。		